



平成26年5月13日

各 位

会 社 名 近畿日本鉄道株式会社
代 表 者 名 取締役社長 小林 哲 也
コード番号 9041
上場取引所 東京・名古屋（第1部）
問 合 せ 先 総務部長 松 本 昭 彦
T E L 06（6775）3443

商号の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年6月20日開催予定の当社第103期定時株主総会で「吸収分割契約承認の件」が承認されることを条件として商号を変更することとし、商号の変更を含む「定款一部変更の件」を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、純粋持株会社移行に伴う会社分割について、本日別途開示しております。

記

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社は、第103期定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」をご承認いただくことを条件とし、平成27年4月1日を効力発生日として、当社の鉄道事業、生活関連事業（不動産事業、ホテル・旅館事業、流通事業等）といった事業部門を会社分割により当社の子会社へ承継させ、当社は純粋持株会社となります。これに伴い、同日付で商号を変更いたします。

(2)新商号

近鉄グループホールディングス株式会社

(英文名 Kintetsu Group Holdings Co.,Ltd.)

(3)変更日

第103期定時株主総会で「吸収分割契約承認の件」および「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、平成27年4月1日に効力が生じるものといたします。

2. 定款の一部変更

(1)変更の理由

- ① 上記のとおり、第103期定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」をご承認いただくことを条件とし、平成27年4月1日を効力発生日として、当社は純粋持株会社となります。これに伴い、同日付で第1条の商号および第2条の事業目的に所要の変更を行うものであります。
- ② 現在、当社の発行可能株式総数は40億株であります。既に発行済株式総数は19億株余に達しております。「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」において予定している1株につき1個の行使条件付新株予約権の発行に備えるとともに、今後の機動的な資本政策を可能とするため、第6条の発行可能株式総数を50億株に引き上げるものであります。
- ③ 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に広く適任者を得られるよう、第28条および第35条として、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、これに伴う現行条文の繰り下げを行うものであります。

なお、第28条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3)日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成26年6月20日(金)

定款変更の効力発生予定日

第6条の変更ならびに第28条および第35条の新設

平成26年6月20日(金)

第1条および第2条の変更

平成27年4月1日(水)

以 上

別 紙

定 款 変 更 の 内 容

(下線は変更部分)

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>近畿日本鉄道株式会社</u>と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>鉄道事業法および軌道法により運輸業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>② <u>前項のほか、次の事業を営むことができる。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法による旅客自動車運送事業および自動車道事業</u></p> <p>(2) <u>百貨店業、物品卸売業、輸出入業および医薬品の製造販売ならびに薬局の経営</u></p> <p>(3) <u>コンビニエンスストアの経営</u></p> <p>(4) <u>興行場、ホテル、旅館、食堂、運動場、美術館、保育所、有料老人ホームその他観光娯楽、スポーツ、文化および福祉施設の経営</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>近鉄グループホールディングス株式会社</u>と称し、<u>英文では Kintetsu Group Holdings Co.,Ltd. と表示する。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する</u>ことを目的とする。</p> <p>(1) <u>鉄道事業法および軌道法による運輸業</u></p> <p>(2) <u>道路運送法による旅客自動車運送事業および自動車道事業</u></p> <p>(3) <u>百貨店業、物品卸売業、輸出入業および医薬品の製造販売ならびに薬局の経営</u></p> <p>(4) <u>コンビニエンスストアの経営</u></p> <p>(5) <u>興行場、ホテル、旅館、食堂、運動場、美術館、保育所、有料老人ホームその他観光娯楽、スポーツ、文化および福祉施設の経営</u></p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>(5) <u>土地建物の売買貸借および建設請負</u></p> <p>(6) <u>内外輸送会社の代理店業ならびにこれに伴う通運業、通関手続取扱業および保険代理業</u></p> <p>(7) <u>旅行業法による旅行業</u></p> <p>(8) <u>電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等情報サービス業</u></p> <p>(9) <u>自動車の販売および整備ならびに自動車燃料の販売</u></p> <p>(10) <u>広告宣伝業</u></p> <p>(11) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(12) <u>金融業</u></p> <p>(13) <u>発電および電気の供給</u></p> <p>(14) <u>農産物の生産、加工および販売</u></p> <p>(15) <u>前項および前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(6) <u>土地建物の売買貸借および建設請負</u></p> <p>(7) <u>内外輸送会社の代理店業ならびにこれに伴う通運業、通関手続取扱業および保険代理業</u></p> <p>(8) <u>旅行業法による旅行業</u></p> <p>(9) <u>電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等情報サービス業</u></p> <p>(10) <u>自動車の販売および整備ならびに自動車燃料の販売</u></p> <p>(11) <u>広告宣伝業</u></p> <p>(12) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(13) <u>金融業</u></p> <p>(14) <u>発電および電気の供給</u></p> <p>(15) <u>農産物の生産、加工および販売</u></p> <p>(16) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>② <u>当会社は、前項各号に付帯関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条</p>	<p>第3条</p>
<p>）（条文記載省略）</p>	<p>）（現行どおり）</p>
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 40億株とする。</p> <p>第 7 条 } (条文記載省略)</p> <p>第12条</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 } (条文記載省略)</p> <p>第18条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 } (条文記載省略)</p> <p>第27条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 50億株とする。</p> <p>第 7 条 } (現行どおり)</p> <p>第12条</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 } (現行どおり)</p> <p>第18条</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 } (現行どおり)</p> <p>第27条 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第28条) (条文記載省略)</p> <p>第33条 (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第29条) (現行どおり)</p> <p>第34条 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第34条) (条文記載省略)</p> <p>第37条 (新 設)</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第36条) (現行どおり)</p> <p>第39条</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条および第2条の変更は、平成27年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>